

## 判決概要② (R5.12.22 東京高裁判決)

1. 第一審の概要	
判決日	平成 31 年 3 月 14 日 (事件番号 : 平成 27 年(ワ)第 1144 号)
裁判所	千葉地方裁判所 (民事第 5 部)
裁判官	[裁判長裁判官] 高瀬順久、[裁判官] 足立堅太、吉元祥太郎
一番原告らの請求内容の概要	<p>本件事故により、福島県内から千葉県内等に避難を余儀なくされたと主張する原告らが、被告東電に対しては、敷地高さを超える津波の発生等を予見しながら、福島第一原発の安全対策を怠ったと主張して、主的には民法 709 条に基づき、予備的には原賠法 3 条 1 項に基づき、被告国に対しては、経済産業大臣が東電に対し電気事業法に基づく規制権限を行使しなかったことが違法であるなどと主張して、国賠法 1 条 1 項に基づき、各損害賠償金等の連帯支払いを求める事案。</p> <p>※ (出典) 地裁判決正本における「第 2 部 事案の概要等」&gt; 第 1 章 事案の概要」</p>
2. 控訴審の概要	
判決日	令和 5 年 12 月 22 日 (事件番号 : 令和元年(ネ)2271 号、同 2 年第 2529 号)
裁判所	東京高等裁判所 (第 16 民事部)
裁判官	[裁判長裁判官] 土田昭彦、[裁判官] 大寄久、園部直子
判決の概要 (損害論)	<p>○被侵害利益ないし損害額 (慰謝料額) の算定方法について :</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時避難準備区域の住民については、強制的な避難の指示こそなかったものの、本件事故又は休所・休園・休校、避難のための立退き等の準備の指示等により、放射線被ばくへの相当程度の恐怖や不安を抱き、これによる健康被害を回避するために、同区域外に避難することは合理性があるとし、同区域からの避難者については、原則として同区域の指定解除から 11 か月間が経過した平成 24 年 8 月 31 日までの期間につき、避難継続の合理性が認められるとした (P14、16) 。</li> <li>・自主的避難等対象区域については、避難等の指示が出されていないとしても、隣接する区域に避難等の指示が出ているのであるから、その住民が放射線被ばくへの恐怖や不安を一定程度抱くことになるのはごく自然なことであり、本件事故直後だけではなく、その後しばらくの間については、健康被害を回避するために、同区域外に避難することについて、一定の合理性があるとし、原則として、事故後 9 か月余りが経過した平成 23 年 12 月 31 日までの期間につき避難継続の合理性が認められるとした (P14～16) 。</li> <li>・もっとも、避難者ごとに、本件事故当時の年齢、旧居住地付近の放射線量及びその推移、避難の経緯、避難前後の生活状況等に照らして、同日を超える一定の期間について避難継続の合理性が認められることがあり得るとするのが相当であるとし、個々人に対し個別事情を踏まえた慰謝料額を算定した (P16) 。</li> </ul>

	<p>○損害額（慰謝料額）について：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、本件事故時の旧居住地ごとに</li> <li>① 緊急時避難準備区域について、合計 230～265 万円（P 19） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難慰謝料 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般：180 万円（※月額 10 万円×18 か月（H23.3～H24.8））</li> <li>子供：215 万円（※月額 10 万円×18 か月(同上)+月額 5 万円×7 か月（H23.3～H25.3））</li> </ul> </li> <li>② ふるさと喪失慰謝料 50 万円</li> </ul> </li> <li>② 自主的避難等対象区域について、合計 30～68 万円（P 20～26） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難慰謝料 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般：30 万円（H23.3～H23.12）</li> <li>妊婦：60 万円（H23.3～H23.12）</li> <li>子供：68 万円（H23.3～H24.8）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>○中間指針について：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の言及なし。</li> </ul>
<b>3. 最高裁決定の概要</b>	
決定日	令和 8 年 1 月 22 日（事件番号：令和 6 年(オ)第 797 号、令和 6 年(受)第 1036 号）
裁判所	最高裁判所（第一小法廷）
裁判官	[裁判長裁判官] 安浪亮介、[裁判官] 岡正晶、宮川美津子、中村愼
決定の内容 （上告/上告受理申し立て）	[国] 上訴せず [東電] 上訴せず [原告] 上告棄却/上告不受理

(参考) 類型化された認定慰謝料額と東電基準、中間指針ないし中間指針第五次追補及び確定 7 判決の認容額との比較

	緊急時避難準備区域	自主的避難等対象区域				
認定慰謝料額	一般 230 万円 子供 265 万円 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>避難慰謝料</td> <td>一般 180 万円 子供 215 万円</td> </tr> <tr> <td>ふるさと喪失 慰謝料</td> <td>50 万円</td> </tr> </table>	避難慰謝料	一般 180 万円 子供 215 万円	ふるさと喪失 慰謝料	50 万円	一般 30 万円 妊婦 60 万円 子供 68 万円
避難慰謝料	一般 180 万円 子供 215 万円					
ふるさと喪失 慰謝料	50 万円					
第五次追補を踏まえた 東電基準	230 万円	一般 20 万円 子供・妊婦 52 万円				
中間指針ないし 中間指針第五次追補	230 万円	一般 20 万円 子供・妊婦 40 万円				
確定 7 判決での 認定額	230～366 万円	一般 8～70 万円 子供・妊婦 40～146 万円				